

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年5月27日(金)
会議時間 9時57分開会 11時25分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 岡田裕二
- 6 議 件
 - (1) 令和4年第5回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
6月8日(水)～21日(火) 14日間
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願について
(請願者：日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会)
(紹介者：川上 均議員)
 - ・ 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について
(請願者：日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会)
(紹介者：川上 均議員)
 - ・ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願について
(請願者：日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会)
(紹介者：川上 均議員)
 - ⑤ 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

- (2) 北海道町村議会議長会議員研修会について
- (3) 模擬議会について
- (4) 議会モニター会議について
- (5) クールビズの実施について
- (6) その他

7 会議内容 別紙のとおり

委員長：おはよう。あいにくの天気、帰りはまたより雨が強くなりそうで、大きな被害が出るような天気にならなければいいのになと思っている。

それはそれとして、6月の定例会の関係について、本日、議会運営委員会で、それを軸にして協議させていただきたいと思うのでよろしく願います。

なお、定例に向けての当初の議運なので、副町長以下、大変御多忙のところ、御出席ありがとう。

それでは、早速議件に入りたいと思う。

(1) 令和 4 年第 5 回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長：まず、(1) 令和 4 年第 5 回町議会定例会の運営についてということでお諮りする。

初めに① 予定議案等について、町と議会事務局長のほうから、それぞれ内容等説明をいただきたいと思うがよろしいか。

それでは、執行側よろしく願います。副町長。

副町長：町からの予定議案等について御説明させていただく。

本日、皆様のほうに議案が手元に行っているかと思う。議案を御覧いただきながら、その内容について説明申し上げる。

議案第 45 号、それと議案第 46 号、それと議案第 47 号、この 3 件の議案については、議員報酬、あと給与等の一部を改正する条例である。令和 3 年度の人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当を減額する給与法案改正に準じて、本来なら昨年 12 月の期末手当で行われる予定だった 0.15 か月相当分の引下げを令和 4 年 6 月の期末手当で減額、調整するための改正である。

45 号については議会議員分、46 号については常勤特別職分、47 号については一般職分となる。

続いて、議案の第 48 号である。第 2 号会計任用職員の給与に関する条例の一部改正である。これについては、2 号会計任用職員の給与は、一般職の給与条例に準用する条例になっているが、2 号会計任用職員については期限付きの任用等であることから、期末手当の減額調整を行わないこととする改正である。

続いて、議案第 49 号町税条例等の一部を改正する条例である。これについては、令和 4 年度税制改正による地方税法等の一部改正が行われたことに伴う条例の改正である。

多岐にわたるのだが、主なものとしては、納税証明書の交付手数料、町民税の申告、固定資産税台帳の閲覧手数料などの改正に関する部分であって、施

行は早いものでも令和5年1月1日以降の施行分の改正となっている。

続いて、議案第50号清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正である。これについては、租税特別措置法等の一部改正があつて、条例中の引用条項にずれが生じているため、改正を行うものである。

続いて、議案第51号清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険税の減免措置を令和4年度の納期分へも延長するための改正である。

続いて、議案第52号清水町介護保険条例の一部を改正する条例についても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免措置期間を、令和4年度の納期分へも延長するための改正である。

以上が、条例の一部改正であつた。

続いて、補正予算である。議案第53号から58号が令和4年度一般会計ほか5会計の補正予算である。

一般会計について申し上げる。

他の特別会計も同様だが、4月の人事異動等に伴う職員人件費、あと先ほどの条例で説明した期末手当の減額補正が各費目に計上されている。

一般会計補正予算の7ページをお開き願う。7ページ、一般会計の歳入の説明から行う。

15款2項2目2節児童福祉総務費補助金4,621千円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金として、物価高騰等に対する低所得者の子育て支援のための給付金及び事務費に対する国庫補助金である。

6節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金11,555千円の追加は、住民税非課税世帯等に対する物価高騰等支援としての給付金及び事務費に対する国庫補助金である。

3目1節保健予防費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の確定見込みにより、17千円の減額である。

3項1目3節参議院議員選挙費委託金52千円の追加は、選挙経費の追加配分によるものである。

16款2項4目3節2番多面的機能支払事業補助金229千円の追加は、交付単価の変更による補正である。

8ページにまいる。

18款寄附金である。190千円の追加については、特定目的寄附2件による補正である。

21款諸収入は、雇用保険被保険者負担金110千円の追加については、保険料率の確定に伴う補正である。

9ページにまいる。歳出である。人件費以外の補正内容について説明をして

まいる。

9ページ、10ページは人件費のみの補正である。11ページにまいる。

11ページの下段、2款4項2目12節50番参議院議員選挙費のポスター掲示場設置委託料52千円の追加は、掲示板の貼る区画数が増えたことによる追加ということである。

12ページにまいる。12ページの下段になる。3款1項2目社会福祉総務費10節50番の施設修繕料、福祉館分について、福祉館分286千円の追加については、上清水福祉館の浄水器取替え修繕経費の補正である。

3目老人福祉費24節積立金90千円は、特定寄附による補正である。

13ページへまいる。13ページの上である。

27節繰出金578千円の追加は、介護保険特別会計の補正に伴うものである。

13ページの下段、12目住民税非課税世帯等臨時特別給付金費は、総額で11,555千円の追加である。住民税の非課税世帯等に対する物価高騰等支援としての給付金及び事務費である。令和4年度の住民税課税情報等により、新たに非課税世帯となった世帯または住民税非課税世帯相当となった世帯に100千円を給付するものである。予算上は、最大100世帯分を見込んでいる。

14ページにまいる。3款2項1目10節需用費100千円の追加、その下、11節役務費21千円の追加、18節負担金補助及び交付金4,500千円の追加は、子育て世帯生活者支援特別給付金及び事務費の補正である。低所得者の子育て世帯に対する物価高騰等支援対策として、給付金で児童1人当たり50千円を給付するもので、90人分の予算計上である。

19節の扶助費435千円の追加は、乳児保育金の追加申請による補正である。

15ページにまいる。2目17節備品購入費100千円の追加は、特定寄附金を財源に御影こども園での備品、主に運動遊具になるが、それを整備するものである。

16ページについては、人件費のみの内容である。

17ページにまいる。17ページの下、27節繰出金2,780千円の減額は、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものである。

18ページ、19ページは人件費の補正である。

20ページにまいる。20ページの6款1項3目農業振興費306千円の追加は、多面的機能支払事業の実施主体が単独活動組織から広域の広域活動組織へ加入することとなったことによる単価アップによる補助金の補正である。

21ページにまいる。7目農業用水管理費732千円の追加は、十勝川左岸地区農業用水移設の修繕費の増加見込みによる補正である。

22ページにまいる。7款1項1目商工振興費18節35番清水町商工業活性化店舗開店等支援事業補助金420千円の追加は、空き店舗活用に係る家賃助成件数の追加に伴う補正である。

46番の清水町企業等スタートアップ支援事業補助金1,600千円の追加は、既

存店舗建て替え件数の増に伴う補正である。

23ページ、24ページは人件費のみの補正である。

25ページにまいる。9款1項2目消防団費332千円の追加は、御影消防団員の昇格により、大型免許取得委託料が1名分必要になったことによる補正である。

26ページから29ページまでは人件費のみの補正である。

30ページにまいる。13款2項1目基金費である。11,039千円は、今回の補正予算に伴う調整額として、財政調整基金へ積立てをするものである。

以上が、補正予算の主な内容である。

特別会計についても、ほぼ人件費の補正であるので説明を省略させていただく。

少し後ろのほうにまいる。議案第59号から議案第61号までは、いずれも工事請負費の契約の締結について、入札の予定価格が50,000千円の議決要件を超えることから提案を行うものである。

議案第62号については、物品の取得についてである。これも、予定価格が10,000千円の議決要件を超えることから提案をするものである。

続いて、議案第63号については、美蔓辺地に係る総合整備計画の策定について、北海道と事前協議を行っていたが、協議が整ったので計画の策定について提案するものである。辺地対策事業債を活用して、美蔓地区の畑地かんがいの整備を行うため、策定を行うものである。

続いて、議案第64号、65号、66号、この3件については、いずれも組合規約の変更である。北海道市町村事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村退職手当組合の構成団体に、新たに上川中部福祉事務組合が加入となることに伴う関係規約の変更について議決を求めるものである。

以上が、予定議案の説明となる。

なお、行政報告であるが、例年行っている農産物の生育状況等について、6月1日現在の調査状況を報告させていただく。開会日に配付予定をさせていただきたいと思っている。

以上、説明とさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。引き続き、議会関係について事務局長、お願いします。

事務局長：議会関係の予定議案について、御説明を申し上げます。

まず、委員会報告として、所管事務調査報告を総務産業常任委員会から予定をしている。

陳情、請願、意見書等については、現在、請願が3件提出をされている。2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願。2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実

現に向けた意見書の請願、以上3件、いずれも日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会からの提出になっていて、所管事務等の調査の申出ができています。

以上である。

委員長：それでは、それぞれの委員の方に何かあれば御意見をいただきたいと思う。

これ、今、副町長から御説明いただいた町に関する部分を先に行きたいと思うが、一括でよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：では、一括で今、副町長から説明があった議案67号、これはまだ出てきていないが、手元にあるのでは66号まで、説明の中で何か意見等があれば受けたいと思う。何かあるか。鈴木委員。

鈴木委員：確認である。議案第48号の2号会計職員のこの書き方が、今年の期末手当に関しては特例措置の適用除外であって、来年以降はまた分からないということなのか。来年以降が分からないのか、それともこれ、逆に途中で増えた場合も2号職員は関係ないんだと、要は人事院で前回、減らされたという分。例えば、増えた部分も含めて2号会計年度の任用職員については、増えようが減ろうが実は関係ないんだというようなものなのか。ちょっとその確認だけお願いします。

委員長：総務課長。

総務課長：あくまでも、昨年12月に本来引くべきだったものを、ほかの職員については6月に調整するのだが、会計年度任用職員については、基本は1年任期ということもあるので、その昨年の引く部分だったのを今回調整はしないというだけである。あくまでも、昨年12月分だけということ。

委員長：ほかに何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、町提出分については、今、副町長から説明があったとおりということで承っておきたいと思う。

次に、議会事務局長から説明があったことについて、何か特にあれば受けたいと思うが、何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、①の予算議案等の説明についてはこれで終わらせていただく。

②審議方法等について確認

委員長：次、②審議方法等についての確認。これは事務局長からいいか。

失礼した。よろしいか。審議方法については、条例の一部改正、それから補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議としてよいか確認をさせてい

ただく。今までどおりで特に問題ないね。

(はいという声あり)

委員長：それでは、従来どおりということで皆さんに了解いただいたということで、次に進めたいと思う。

③会期日程の確認

委員長：会期日程の確認をさせていただく。

これについては、執行側にお伺するが、条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の審議について、審議日程の要望。これは、今までだと、初日審議を希望されるという旨の申出があったが、それがあある場合には改めてここで話をいただければと思う。何かあれば、副町長。

副町長：審議で、できれば急いでいただきたいというものがある。

条例については、期末手当の減額支給に関わる部分として、議案第45号から48号、期末手当の0.15か月相当分を減額する部分、もしくは会計年度職員については職員と同様に減額はしないといった部分の条例。それとセットで一般会計補正予算、第53号以下特別会計も含めて議案第53号から58号についても、6月期末手当の支給日に関わるものであるから、速やかに減額の事務処理を進めたいといった部分がある。

それと、補正予算については、先ほど説明した低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金、これについても4月の課税状況が6月10日頃に分かる。その情報をもって住民税非課税世帯に、国のほうでは申請行為はなしに、プッシュ式というのか、こちらから直接速やかに給付しなさいといった内容の通知がある。

今のは、子育ての1人当たり50千円の部分である。それと、住民税の非課税世帯についても、令和4年度の課税状況を基に、1世帯当たり100千円の支給が新たに該当となるところについては、速やかに6月中に支給しなさいといったことがあって、それらを勘案していただいて、できれば初日に審議をお願いしたい。

さらに、議案第59号から61号まで、工事契約の締結及び62号の物品の取得の契約についても、速やかに本契約を行って事業執行をしたいといった思いがあって、できれば初日に審議していただきたいというお願いである。

以上である。

委員長：ただいま、副町長から開会日初日の結審を希望される件名について説明があった。

皆さん、中身、分かるか。了解できているか。

私のほうから、議案番号で申し上げたいと思う。議案第45号、46号、それから47号。それから48号、次に議案53、54、55、56、57、58、補正予算関係。

それと、その他議案として、工事請負契約、59、60、61、62。

それと、今、副町長から話があったかちょっとあれなのだが、初日追加で提案される予定の67号、今、手元に、すみません、それはちょっと割愛する。

それとあと、行政報告が当然初日ということである。

以上が、今副町長から説明いただいたことだと思うが、そういうことでよろしいか、副町長。

それぞれの委員のお聞きする。初日結審という意見について、特に何か意見があるか。

鈴木委員：反対するものではない。今回、見ていてそんな政策的な部分というよりはもう、どっちかと言ったらしょうがないというか、そういう部分なので全然問題ないかなとは思うのだが、逆に言えば、これは常に私はどっちかと言ったら一般質問をしてからのというのがもう、ここずっと、私が主張させていただいて、だんだんそういう流れになっていっていただいているというのが非常に理事者側にも理解をいただいてやっているという事実があったものであるから、今回に関しては特にないいかなとは思う。

しかし、そこだけはどうしても改めて伝えておきたいというか、一般質問と予算と組み合うときがあるので、今回は多分どこにもそういうのはないのかなというような思いはあるから、今回はいいかなという思いはするのだが、本来は違うかなという部分もあるので、あと、これは僕のそういう主張はずっとしていたので、これは何とっていいか分からないが、ほかの委員さんの判断に私は委ねようかと思う。

委員長：今、鈴木委員から、考え方の一つとして承った。

これについて、執行部側に、今までもそういう意見、いろいろ出ているが、内容精査の上、御承知おき願いたい。そういうのを承知の上で、本日の結審要望というのが出てきているという理解で、鈴木委員も今回特にとということであるから、これからもそういうところに十分配慮しながら出していただくということにしておきたいと思うが、それぞれの委員さん、特にほかに意見はあるか。

(なしという声あり)

委員長：そういうことで、今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

ほかに何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、議会のほうの、特にあれば説明を聞きたいと思う。事務局長。

事務局長：議会側の案件については、先ほどお話しした請願が3件ある。今後、請願さらに出てくること等もあるので、それが出てきた場合については、それらを日程に考慮していくことになるかと思う。

あと、先ほどちょっと御説明が漏れていたが、所管事務調査の申出、各常任委員会、議会運営委員会のほうから申出事項ということで毎回、議案として

挙げているので、そちらの部分についても、先ほどの説明と合わせてまた日程に組み込んでいただくということになると思う。

以上である。

委員長：今、執行側と議会側からのそれぞれ説明をしていただいた。

日程について、いつも迷惑かけているが、局長のほうから本日の時点での日程をお話していただきたいと思う。

局長、そういうことでいいね。日程的なものを説明願う。

委員長：それでは、先ほど執行側のほうから日程の要望があって、それに対して考え方というところで御意見があったが、今回の対応については要望に沿って構わないということの確認の上で、日程の予定について御説明を申し上げる。

今回の定例会、会期初日は6月8日午前10時より開会である。議会運営委員会からの委員長報告、それから行政報告1件の後、令和4年度一般会計以下6会計の補正予算と、こちらについては議案第53号から58号になるが、それと併せて関連する条例の改正、議案第45号、46号、47号48号、こちらの部分と、一般議案としては議案第59号、60号、61号の工事請負契約の締結3件、さらに議案第62号の物品の取得についてが初日の案件ということで予定をしまいたいというふうに思う。

議会関係の議案としては、請願3件、先ほど御説明した表題の部分、日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会からの3件の請願について、対応について審議をいただく。

そして、各常任委員会からの所管事務調査の報告ということで、委員会報告をお願いすることとなる。

失礼、先ほどの請願の部分については、事務局長からの朗読それから紹介議員の説明を受けた後、各所管委員会への付託という形になるかと思う。

そして、この日については、議会本会議以外の部分として、議員会の役員会、それから本会議終了後に各常任委員会を開催することとして、所管事務調査についての決定事項については、17日これは一般質問の2日になるが、これまでに内容の確認をしていただくことになるかと思う。

6月9日から15日までは休会として、6月16日、請願の報告ということで、委員会から請願の取扱いについての報告を3件受ける。

そして、一般質問を16日、それから6月17日の2日間を予定してまいる。この日程については、通告者数により変更がある。

そして、この一般質問のときの日程の中に、16日については総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会の開催の予備日としている。

6月17日については、本会議の終了後、全員協議会を開催して意見書協議する予定をしている。

6月18日から20日、休会として、6月21日が最終日となる。

条例の一部改正については、議案第49号町税条例等の一部を改正する条例の

制定について以下、議案第50号、第51号、第52号、以上4件の審議がある。

一般議案としては、議案第63号清水町美蔓辺地に係る総合整備計画の策定について、それから議案第64号から第66号の一部事務組合の規約の変更に係る審議についてを予定している。

また、追加議案等の提出があったら、そちらについてはこの最終日に追加をして審議をいただくことになろうかと思う。

議会関係の議案としては、最終日に意見書の提出があれば意見書、そして所管事務等調査の申し出、並びに議員の派遣についてという案件を予定することになろうかと思う。

そして、最終日の本会議終了後には、広報広聴常任委員会を開催することになるというような日程の案ということで御説明とさせていただきます。

委員長：ありがとう。会期については、今、局長のほうから内容等について御説明いただいた。

6月8日から21日まで、中については16、17が一般質問日と予定している。これらについては、開会1週間前の一般質問の通告を受けてから、改めて議運を開催することになっているので、そのときに最終的な日程ということで、今のお話について、6月8日から21日までを6月定例会の会期としたいということによろしいか。高橋委員。

高橋委員：初日から16までの引き延ばした理由って、何かあるか。

委員長：局長。

事務局長：今回の日程の部分については、通常の通告から一般質問までの従来の調整期間というのか、それを計算して、さらに6月14、15と北海道議長会のほうで議長の定期総会があって、その日程に大体一般質問が流れてくるのだが、そこは含めないということで、16、17の日程に今回収めているところである。

この部分については、3月のときに年間の予定ということで、各種行事の日程とのかみ合わせ、これまでの慣例での日にちの確保というのを確認して、期間が十分確保できるようにということでそういった調整をした結果、この日程をお知らせしていたところである。

委員長：高橋委員。

高橋委員：これで一応、例えばの話だが、一般質問が5名ほどで1日で終わる場合、これ21日を17日にするということはありか。

委員長：局長。

事務局長：議運で予定日程を確認して、今日決まれば、あらかじめこういう日程で会期を設けてというふうに告知をするが、会期自体については本会議の中で早めるというところの確認が取れてくれば可能かなというふうには思う。

次回の議運もあるので、そのときに一般質問の日程等の状況も出てくるかとは思いますが、ただ、それ以外の意見書をまとめたりとか何とかというのをそれぞれ委員会の日程も中に差し込んで積み上げていくようなイメージを持って

いるので、その辺がうまくこなせるかどうかというところがちょっと、何とも今、ここでははっきり申し上げられないところである。

委員長：今の局長から説明いただいたとおりだったと思うが、それで私、先ほどから会期ということで、中身については質疑等々で変えることはできると思うが、会期について6月8日から21日までと、今言った最終日をもう少し短くするという事は、議会が終わって、一般質問が終わってすぐその次の日というのは、今あった議案等々の議会としてもそういうもので調整しなきゃならないものが発生する場合もあり得るので、それから行くと即次の日ということは今までの流れから行ったら厳しいのかなという思いが、私は個人的に思っている。

それ、ちょっと余計なことかも知れないが、局長の説明にちょっと余計なことを追加させてもらった。高橋委員、いかがか。

ほかに意見あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないね。それでは、日程について、一応6月8日から21日までの14日間を、まず本日決定させていただきたいというふうに思う。

④陳情、請願、意見書等について

- ・2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願について
- ・2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について
- ・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願について

委員長：次、④陳情、請願、意見書等についてお諮りいたしたいと思う。

3件、これらの請願については、会議規則第91条で所管の委員会に付託するとされている。地方財政、最低賃金は総務産業常任委員会へ、義務教育は厚生文教常任委員会へ審査を付託するということにしたいと思うが、御異議あるか。局長、何かあればお願いします。いいか、分かったか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことで、確認を終わらせていただく。

⑤6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次、6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応についてを議件とする。

道内の感染状況を踏まえて、必要な対応があると思うので、皆さんから御意見があればお聞きし、なければ従来どおり進めているので、その辺の確認をさせていただきたいと思う。

局長、特に追加したり訂正することはないね。それでは、従来どおりということよろしいね。

(はいという声あり)

委員長：それでは、以上で執行側に関わる部分は一応終わったと思うので、何か副町長、申入れがあれば改めてお聞きするが、なければ御退席いただいても結構なので、副町長。

副町長：委員長、1件だけちょっと事前に説明をさせていただく。

2回目の議運のときに詳しく説明をさせていただこうかと思っているが、今現在、議案の追加で1件、予定をしているものがある。過疎地域の市町村計画という計画書なのだが、既に皆さん、議決をいただいて、今ある計画であるが、その計画書の本文の修正が必要になったことから、今、北海道とその本文の修正について事前協議をしている。その協議は、今現在整っていない。開会日までに整えば、初日に議案として追加をさせていただきたいという状況である。

また、2回目の議会運営委員会の際に改めて状況を説明させていただきたいと思っている。よろしく願います。

委員長：委員の皆さん、今のよろしいか。

(なしという声あり)

委員長：特にないようなので、なければ執行側は御退席いただいて結構。長時間にわたりありがとう。

暫時休憩する。御苦労さま。

【休憩 10:49】

【再開 10:50】

委員長：休憩前に引き続いて会議を開く。

(2) 北海道町村議会議長会議員研修会について

委員長：次、北海道町村議長会議員研修会について、過去2年間、多分休んでいたと思うが、今年度、午後の前半と後半に分けて開かれるということである。それらについて、局長のほうから説明をお願い申し上げたいと思う。

事務局長：ただいま委員長から御説明のあった、北海道町村議長会の議員研修会である。札幌コンベンションセンターで全道から議会議員全員が参集をして開催される研修会であるが、今年、ようやく会場での開催ということで御案内が来ている。

ただ、開催に際してコロナ対策、密対策ということで、開催の参集範囲を2ブロックに分けて行うことが決定している。

十勝管内の議会議員については、第2部の15時から16時半という1時間半のブロックで研修を開催することとなっていて、第1部、第2部ともに同じ講義内容ということで、政治ジャーナリスト泉宏氏の講演ということで、演題については現在まだ未定ということであるが予定されているところである。

従前、この研修会については全員出席ということでレンタカーを借上げて、日帰りで参加をしてきているところである。今回、例年どおりの予定でレンタカー等の予約をしているところであるが、開催の時間等もかなり詰められているところもあって、改めて参加として進めていくかどうかという確認と、従来の移動スケジュールで行くと、こちらを朝、御影支所を8時45分に出発して、コンベンションセンターの周辺で昼食を取った後、会場入りして研修を受けてくる。こちらに帰庁するのは、最終的に19時15分という日程で実施してきているところであるが、この空白の時間の調整という部分で、この時間帯にどこか見学するところを織り込んで朝の出発、帰りの到着を従来どおりの日程で組むのか。

あるいは、その分の調整を、朝の出発を遅らせて詰めて、1時間半の研修のみにぶつけて対応するのかということについて、あらかじめ確認をした上で全体の参加の準備を進めていきたいということであった。

従来は、この辺のこういうどうするかというお諮りはしていないところかと思うが、今回、こういった開催方法の変更があったので、この委員会で確認をしていただきたいということである。

以上である。

委員長：ありがとうございます。今、局長から説明していただいて、決定していることではないが、開催されるのは決定だが、当議会としてその変化に対してどう対応していくかということで、局長のほうがいろいろ考えていただいて、今お話があったとおり、簡単に言えば2通り、要するに従来どおりの時間で出発すれば1時間半ほど時間があるので、何かの研修するような場所、見学するような場所があれば予定どおりとか、何もなければ、意見がなければ、要するに研修会の時間に合わせて出発時間を遅らせるという2通りの意見だと思う。いかがか。高橋委員。

高橋委員：2通りも何も、この講習に関して、演題も決まっていないのに聞く、聞かないという、その選択肢はないのかという話だし、これにぶつけて何か研修、ほかに見つけるということにははっきり言ってならないだろう。

なのに、そんな2種類ということにはならないし、はっきり言わせてもらえば、演題が決まってから決めることだしと思うのだがいかがか。

委員長：誰が答弁するのがいいか分からんが、演題決まる、決まらんというのは、当初予算で決まっていなくても予算獲得しているから、だからまず、その予算の議決を得たものを執行するための作業としてある。

演題は、まだ決まっていなかったか。講師も決まっていない。（講師は決

まっているの声) 講師は決まっている。だから、その辺について、初めてそういう話を聞いた。

演題も、全道の議長会で決定してきていることだから、それぞれの議会で全く関係の話は選んでいないと思うので。

ほかの団体には、議長会が決定したことなのでということになるかと思う。
(休憩していいの声あり)

休憩する。

【休憩 10:57】

【再開 11:01】

委員長：再開する。局長。

事務局長：ただいまの演題について不明な部分ということがあった。

ただいま、ちょっと休憩中に道の町村議会議長会に確認をしたが、講師の方と研修会実施について日程調整した上で、演題について講師に依頼をしているが、今現在、まだ演題は未定ということで御連絡いただきたいということで調整中だという回答であった。

委員長：局長から、今の状況を報告いただいた。鈴木委員。

鈴木委員：せっかくだから、高橋委員にこの、こういう時間で言ったら1時間半から2時間ぐらい、いい研修先をぜひ、副議長、たしか持っていらっしゃると聞いたことがあったんで、ぜひお願いしたいと思う。

委員長：今、鈴木委員から研修先があれば午前中に先に行つてという、そういう意見もあった。いかがか。

いかがかと言っても、行くところが分からなければ。局長。

事務局長：会場はコンベンションセンターである。

委員長：急な話で、それぞれ皆さん持っていないと思うが、特になければ出発時間を遅らせてということも考えられるのだがいかがか。

山下委員：出発時間を遅らせて参加でよろしいかと思う。

高橋委員：それについては全員協議会で協議するということでもいいんじゃないか。

委員長：ここで決定してから全員協議会に諮るので、その辺でここである程度詰めた上で全員協議会に諮りたいと思う。

その中で、特に何かあれば別だが、議運の方向としては出発時間を遅らせてということでもよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：全員協議会の中で、もし何か意見が出れば、有効的な意見であればまた検討させていただきたいと思う。

そういうことで、議運としての答えは出発時間を遅らせてということにさせていただきます。

(3) 模擬議会について

委員長：次に、模擬議会について、令和4年度の実施について開催要領を定め、清水高校から示されている計画についての対応を確認させていただきたいと思う。

既に、事務局、議長で、共に高校のほうへも御挨拶へ伺って、本年度も模擬議会を開催させていただけるということで、日程が学校のほうから出てきている。そこらについて、局長のほうからちょっと説明をお願いする。

事務局長：模擬議会の件については、資料の中間ほどに、年間計画案の4番というのを載せている。

過去2年間、実施をしてきたこの事業であるが、大まかにはこれまでの2回と同じような、高校生の学習の積上げをした上で、議会議員との授業というのを2回ほど行って本番に備えるという流れで調整をしている。

今回、清水高校では、担当教諭、小林教諭のほかにもうお一方、2名体制で実施対応するというので、過去2年間は町の職員であった斉木さんが高校のコーディネイト役をやっていたが、今年はそれが外れるということで、高校のほうとしても若干実施についていろいろこれまでと勝手が違う状況もあるというお話もされていたが、一応、進め方としては同じような方向でということを出てきている。

6月28日に高校のほうで勉強会ということで、議会の仕組み、議会と町の役割の理解ということで、2単位の中の後の単位に議員との学習交流をしたいということである。

9月13日には、一般質問の見学をしたいということ。そして、10月4日に模擬議会のリハーサルということで、昨年全議員のほうで対応して、班ごとにいろいろ質問の内容等についてどういった組立てがいいのかというようなところの確認、アドバイス等をされていたかと思う。

そして、10月18日が模擬議会の本番ということで、いずれも火曜日の曜日で日程の設定をされているところである。

この表の裏のほうには、模擬議会の開催要領、令和4年度の案ということで出しているが、従来の取組の内容を項目成文化したものである。

冒頭、委員長からもお話があったように、議長それから議運委員長とともに学校の校長先生が変わったということもあって、4月に模擬議会の実施について協議をさせていただいて、今回、高校のほうからこういう具体的な案が先週か、まとめられて出てきたということで、今回議運それから全員協議会で御確認をいただいて、今後の取組を整理していきたいというふうなところである。

委員長：ありがとう。今、局長から説明いただいた。何か御意見があるか。ないね。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、この日程、予定について全員協議会に報告し、準備を進めてまいりたいというふうに思う。

執行側への協力要請については、後ほど議長と私でお願い、説明に上がりたいと、局長も一緒をお願いいたしたい。説明に上がりたいと思う。よろしく願います。

(4) 議会モニター会議について

委員長：次、(4) 議会モニター会議について協議をさせていただきたいと思う。

モニター会議は、年に2回程度ということになっていたと思うが、これについても局長のほうからちょっと説明をお願いします。

事務局長：議会モニター会議の件については、ちょっと空白になっている次第のペーパーを資料としてつけている。

令和4年度議会モニター会議について、昨年11月の議運の中で、令和3年度中に2回開催するかどうかというお話をした際に、前回の議会の中で9月の議会までの部分でいろいろ議論があったので、12月の議会それから3月の議会、6月の議会を踏まえて、その後に開催を7月以降にやっっていこうというようにお話であった。

今回、その部分を受けて、開催の見通しをある程度予定して、開催の内容についてもどういったところでやっっていこうかというところを御協議いただければというふうに考えている。

前回は、議会の活動状況についての資料として、議会だよりをお配りしてお話したのだが、議会全体の活動内容というところよりも、議会だよりの紙面構成等が話題の中心になったというところもあって、そういった反省点も踏まえて、24日と今日、議会報告会を開催、各地区でやるのだが、この令和3年度の議会報告の内容と、それから6月定例会、これから行われるが、その内容を報告会の資料と同じような形でまとめた議会活動の資料を基に意見交換をすることはどうかというふうに考えているところであるので、その実施の時期、それから内容について御意見をいただきたいというところである。

委員長：今、局長のほうから説明をいただいた。

開催については問題ないと思うが、時期的なものを含めて御意見があればいただきたいと思う。鈴木委員。

鈴木委員：そんなに何回もやっている、モニター会議、まだ始まってからそんなにたっていないんで、前回は特にちょっと政治的な要素が大き過ぎて、はて、これモニター会議って何だろうという、モニター会議がまず本来求めていることと違う形になっているなどというのは実感している。

その中で、もう1回やった中で、そのような形ばかりになるのであれば、モニター会議の存在自体をもう1回見直さなきゃならない時期に来るのかなと

いうふうには思っている。

我々もこれ、前は広報を用いたりしていたが、実際このモニターさんからもらえる意見というのはあるのだが、我々の説明の仕方がきっと悪くて、それに対する答えが返ってこないというのも多分あると思う。

そこ、本来必要な答えが返ってこない会議と今、なっているのはちょっと寂しい話というか、我々も悪いというところもあるので、報告会をどういうふうに判断してもらうかとか、議会運営、広報、これからの情報共有と言っても、具体的にやっぱり提示しないと、多分意見として挙がってこないと思う。

これ、だから持っていき方はちょっと、広報だけ出してこれでどう思うかというようなやり方ではなく、もうちょっとやる前には絞って、例えば発信の仕方、一般質問の時間を、よく言われているのが（ドッカコッカ）で今日は高橋議員がこれからやる、9時から何分とか。今、終わったので次から誰々とか、これをまた誰がやるんだという話にも当然なってくるが、そういうSNSの発信の仕方とか何とかというのが、多分今、私、何度も言われているが、若い人には特に望まれているかなというふうには聞いているので、もう1回ちょっとこれ、モニター会議をやる前にモニターに何を聞くのかというのを改めてやるべきかと。その上でぶつけないと、突拍子もないもので時間を取られて、本来のモニター会議になっていないというか、なくなってしまったては困るというふうにするので、我々ももうちょっと準備をしたほうがいいかなと思う。

以上である。意見である。

委員長：今、これ今年で何回目だったか。このモニター会議。

鈴木委員：去年と今年で1回だから2回目だね。

事務局長：今度が2回目だ。

委員長：今の意見で、歴史のない、浅いこういう会議を、もちろんいろんな意見があるのは確かだが、それに対して逆に私としては、これを何回か続けた上で総括していくのはいいが、毎回そのたびに云々ということになってきたら、こちらもだが委員の方々もどうかと思うところも感じる。

よく、改革、改善という部分が全面にでるが、私はこういうものはいろんな考え方を持っている人の集まりだから、その都度内容等について、まだ日の浅い中でいじっていくのはいかがなものかなと思う。

何回かやった結果あれで、去年は去年で事情があったと私は思っている。

それから行くと、従来の形でもう一度やってみてもいいんじゃないか。

議会報告会も今日もあるが、この間の議会報告会と去年とは全く違ったパターンになっているから、そういうのをやっぱり捉えた上で、だから去年こうだったから今年こうしましょうというのではなくて、少なくとも歴史をつくっていく必要があるんじゃないかなということから行くと、その都度変更じゃなくて、ある程度定着した上でよりいい形を求めていくべきだろうと

いうふうに思うが、今、鈴木委員の言われた早速何か反応しようということ
は、去年は私、ちょっと事情が違ったというふうに思っているの、その辺
についてはいかがか。鈴木委員。

鈴木委員：今、言ってもあれなので、結論は出ない。

ただ、私が今、考えているのは、やっぱり例えば設問じゃないけど、そのと
きのまず質問事項をつくって、例えばこの発信力がどうなのかと言ったら、
でも来ている方が結構年配の方とか、あまりSNSに興味があってもなかなか
反応しづらい人が多かたりするけど、だからそういう発信の仕方とか、
あと議員には何をしてほしいのかというのは、どういう形で分かっていくか
というか。

会議の進め方も、ただ1人ずつ当てるのではなくて、事前にアンケートを取
るというのも1つの方法だし、そうしたら集まらなくてもいいという話もで
ちゃうが、ただ集まるのがモニター会議、集まらなきゃならないという、
たしか会議規則というか運営規則があるかもしれないが、それに準ずるよう
な、もっと、例えばネットで出したほうがいいのか、どうしたらいいのかと
かという意見ももらうというのもひとつ大事なことだと思うので、ちょっと
継続して考えて、7月にやるのはやぶさかではないが、ちょっとそれまでの
間にどういうふうに進めていくかというのは、ちょっと議運の中で事前協議
したいというふうに思う。今日出すわけじゃない。全員協議。

事務局長：決まれば出そうと思うが、決まらなければ出さない。

鈴木委員：やるのは全然いいんだが、やり方をもうちょっと考えないと。

委員長：モニター会議については、今、内容的について云々という話があるが、今日
の時点でそれまで協議に入る時間的なものもない。内容的にも持ち合わせが
ないので、開催については、一応7月後半かなと考えてはいるが、開催につ
いては特に異議あるか。モニター委員委嘱しているんだからいいね。

内容については、もう一度協議する。協議するということは変更するという
ことにつながっていません。充実させるということで協議していきたいと思
う。

ほかに意見はあるか。

(なしという声あり)

委員長：なければ、開催についてということでいいね。だから、今日、局長、全員協
議会に報告するのは開催をする内容を説明しないから、これも説明、言わな
いのか。

事務局長：引き続き、議運で考えていくというところ。

委員長：一応、7月末ぐらいに開催したいということだけにするのか。時期は言わな
いで、今年度開催していきたいということで報告するか。

事務局長：7月開催まで繰り上げられるかどうか。

委員長：モニター会議については、今年度開催できればしていきたいということと

どめておくということか。それとも、全く触れないでおく。

委員長：口田委員。

口田委員：一応、開催をしたいんだと、するということで収めておいたほうがいいんじゃない。あと、ほかのことは触らん。期日についても、内容についても言わんで、ただその程度で収めておいた方がいいんじゃない。

委員長：今回、触れないで、もし開催時期等々が煮詰まっていった時点で、このために全員協議会を開催してということもあり得ると思うので、今回の全員協議会には報告しないでおくということで、そっちのほうがいいかな。開催するのが決まったら、全員協議会というのは必ず諮らなきゃならないと思うから。一応、内容については局長と相談させていただきたいと思う。それで、これを終わりたいと思う。

(5) クールビズの実施について

委員長：次、クールビズの実施について、局長のほうから御説明をお願いします。

事務局長：クールビズについては、過去に取扱いについて確認して、以後通知はせずに通常の実施としてやっていくというふうに押さえられていたかと思う。

6月から10月ということで、会議の際のネクタイを着用しない軽装について、また実施をしていくというところを本日改めて全協の中で、6月定例会の準備等を含めて御説明をしてまいりたいというふうに考えている。

以上である。

委員長：何か意見あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、それでは今、局長からお話いただいたとおり、確認をさせていただいたということにしたいと思う。

(5) のクールビズの実施について、これで終わる。

(6) その他

委員長：(6) その他に入りたいと思うが、それぞれの委員さんから何か。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、局長、何か議会側としてあるか。

事務局長：特になし。

委員長：ないようである。

それでは、本日の議会運営委員会、以上をもって閉会したいと思うがよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：大変長時間にわたり、御協議いただきありがとうございます。

午後の全員協議会の中で、今、協議いただいたことを整理した上で諮っていききたいというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

以上で終わらせていただく。どうも御苦勞さま。

【閉会 11:25】